

2016年6月吉日

お客様各位

株式会社MOL JAPAN

**SOLAS 条約改正による『輸出コンテナ貨物総重量確定制度』の件**

平素は弊社サービスに格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、掲題に関しまして、本年7月1日発効のSOLAS条約改正に伴い、国土交通省は船舶安全法関係省令の一部改正並びに告示の制定を行いました。

これに伴い本年7月1日以降船積み(本船積み基準)となる日本発輸出コンテナに関しては、改正SOLAS条約及び国土交通省が定めた制度に基づき、コンテナ総重量を船積み前に船社・ターミナルに提供する必要があります。

本制度に伴う弊社運用方法について以下の通りご案内させていただきます。

尚、関係省令や本制度の詳細に関しましては、以下国土交通省のホームページをご覧ください。

国土交通省HP 本制度関連情報：[http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime\\_mn8\\_000008.html](http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_mn8_000008.html)

**記**

- ・ 確定総重量の連絡方法は、当面、現行の搬入票を船積み予定船寄港ターミナルへ提出と致します。
- ・ 従来通り搬入票記載重量を確定総重量とし、搬入票署名欄に記載された署名者を総重量を確定した届出荷送人または登録確定事業者乃至その代行者であると見做します。
- ・ コンテナ総重量確定を本制度の「方法2」（足し合わせて算出）でされる場合、コンテナ風袋重量(Tare Weight)はコンテナドア面に記載されておりますので、そちらでご確認下さい。
- ・ 総重量や署名等搬入票必要事項の記載漏れ、或いは搬入票記載重量と実際の重量に大きな乖離が判明した場合は、貨物のお引き受け・船積みをお断りさせて頂く事が御座います。また、搬入後の総重量の訂正は本船の積み付けプランに重大な支障を及ぼし、場合によっては予定船への船積みが出来なくなることもあり得ますので、搬入票には必ず確定情報をご記入下さい。
- ・ 上記理由により貨物のお引き受けや予定船への船積みが出来なくなった場合、発生した諸費用はお客様負担とさせていただきます。

上記の通り、本年7月1日以降の船積み分より改正SOLAS条約及び関係省令に則った対応をさせていただきます。つきましては、コンテナ総重量や署名等必要情報の記載漏れの無き様ご注意ください様重ねてお願い申し上げます。

弊社搬入票はホームページへも掲載しておりますのでご利用下さい。

<http://www.moljapan.co.jp/booking/blankform/doc/container.pdf>

本件に関するお問い合わせは、各営業担当までお願い致します。

以上